

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	平成30年度 第1回河内長野市文化財保護審議会
2 開催日時	平成30年12月26日(水) 14時から
3 開催場所	市役所3階 301会議室
4 会議の概要	<ul style="list-style-type: none">・会長および副会長の任期満了に伴う会長および副会長の選出・報告「平成29年度 事業報告」について・報告「平成31年度 事業計画」について
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) 生涯学習部ふるさと文化財課 文化財保存活用係 (内線750)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

平成30年度 第1回文化財保護審議会議事録

日 時：平成30年12月26日（水）午後2時から午後4時

場 所：河内長野市役所 301会議室

出席委員：櫻井 敏雄 委員

中村 浩 委員

樽野 博幸 委員

北川 央 委員

小栗栖 健治 委員

吉原 忠雄 委員

小谷 利明 委員

山田 智子 委員

事務局側出席者：橋本 亨 生涯学習部長

伊藤 浩吉 ふるさと文化財課長

太田 宏明 ふるさと文化財課課長補佐

鈴木 志織 ふるさと文化財課

案 件： ・報告第1号 報告「平成29年度 事業報告」について
・報告第2号 報告「平成31年度 事業計画」について

【開 会】

- ・平成30年11月1日付けで再任された4名の委員に対する委嘱状の交付
- ・平成30年4月1日付けで委員となった吉原委員の紹介

〈生涯学習部長挨拶〉

- ・会長および副会長の選出について

司会：櫻井会長および中村副会長の任期満了および委員の再任に伴う会長および副会長の選出について、どなたか推薦はないか

委員：（意見等なし）

事務局：従来通り、会長に櫻井委員、副会長に中村委員を提案したいがどうか

委員：異議なし

【報告第1号】報告「平成29年度 事業報告」について

北川委員：無形文化財に対してはどのようなことをしているか？

太田係長：平成29年度は4件補助している。

北川委員：以前、国の伝統芸能で勤務していた際に補助していた神楽が、道具の更新はしていたが人材育成をしていなかったため、後継者がいなくなり指定解除になったことがある。定期的に映像等で残すように指導するなど、残す努力が必要。

櫻井委員：国のレベルでそのような事例があるということは、全国的な問題であるということ。

太田課長補佐：本市で補助している無形4件のうち、2件は比較的若手はいるが、他2件は若い担い手が少ないのが現状である。そのため学校の郷土歴史学習でもPRしている。

【報告第2号】報告「平成31年度 事業計画」について

櫻井会長：ふるさと文化財課から産業観光課へ人材と一部業務が移ったという話であるが、産業観光課との連携はどうか。

太田課長補佐：従来1つの課で行っていた文化財の活用を、2つの課でまたがって事業をやっていくことになる。教育を目的とした文化財の活用は従来通りふるさと文化財課で行い、観光を目的とした文化財の活用は産業観光課という形になる。観光を目的に文化財を活用することについては、国が協議会に対して補助金を出している。今年度はトイレの整備やモニターツアー等を企画してやっている。これらは我々も連携しながら、産業観光課主体でやっている。

櫻井会長：ハード面はわかったが、ソフト的にはどうなのか？

橋本部長：具体的な事業としては、日本遺産の登録に向けた全ての事務や歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業の事業部門を産業観光課が実施している。もう一つ特命として、楠木正成の大河ドラマ誘致をするという事業も立ち上げている。

太田課長補佐：今回配布したヒストリップは、昨年度、歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業協議会で補助金を受けて作成したものを基に、今年度、産業観光課が作成したものである。昨年度の文化庁の補助を受けての冊子には飲食店等の掲載はできなかったが、今年度は飲食店等を加えて市費で印刷した。市外向けに配布し、観光客を呼び込もうという取組みである。

櫻井会長：文化財保護法が改正されるが、河内長野市の文化財条例の変更等はあるのか。

太田課長補佐：文化財保護法は公布が先ということで、まだ検討はしていない。しかし、本市の課題というものはあり、考えていかなければならない部分がある。

少子高齢化が進み全国的に文化財の担い手というものが減ってきているが、本市はそれ

が顕著にみられる。変な話だが、今回の改正は本市の現状に合う改正といえると考えている。改正の要点として挙げられるのが、市だけで文化財の保存と活用に取り組むのではなく、いろんな団体と協働しながら文化財の保存を進めていくということ。市とパートナーとなるような民間の団体を市で指定できる。法定協議会の設置も可能。行政と所有者だけでなく、ここに市民団体を加え、地域が一丸となって文化財を保存していく仕組みが示されている。

河内長野では小さい講がお堂や仏像を守っていることが多い。これらを市に預かってほしいという要望も最近よく聞く。地域外の団体がこのような文化財の保存に参画できるような仕組みづくりも、必要かもしれない。

今後、文化庁がどのような通知を出すか、他の市町村がどう動くかというのを見ながら、こちらも対応していきたい。

櫻井会長：たとえば景観条例を制定するというのは？河内長野の場合、景観条例がいるのかいないのか。河内長野には建物があつて仏像もあつて街道もあつて、他とは違う良い景観がある。これからの地域計画との整合性もとれないのでは？

小栗栖委員：保護審に参加してきて4年ほど経つが、「民俗」に関する案件があまり挙がってこないように思う。河内長野は指定文化財がたくさんある中で、うまくいえないが、目線を下げた庶民の暮らしというのが挙がってきてもいいのではないか。鳩原のような、中世以来のお堂で、今でもまだ村の集会所として機能しているような地区もある。建物は建て替えられているが、機能を果たしている。現代社会につながるムラ原風景というものも、指定の対象になってもいいのではないか。全体的に河内長野は文化財のレベルが高いから、そこまでいかないのかもしれないが。

太田課長補佐：単に民俗ともいえない、景観だけでも言えない歴史的に形成された社会の仕組みをどう実態として把握していくか、それをふまえて指定の方法等を検討していかなければならない。どのような支援ができるかも考えていかなければならない。

山田委員：保護審に参加して10年ほど経つが、今回、参加している職員の数が非常に少なく感じる。ふるさと文化財課自体の規模が縮小しているように見える。まだ河内長野には価値の高い文化財がたくさんあり、今後登録文化財にしていきたいものがたくさんある。それを目指して一緒に活動する職員の存在は大きいため、縮小していくようで不安である。

太田課長補佐：産業観光課へ一部業務が移った関係で専門職員がそちらに異動する等しているが、補充もしていて大きく増減はない。ただし、河内長野市全体として、人口に対しての職員数というのは少ないことは確かである。

櫻井会長：河内長野はまだ実態調査が必要。文化財に対する考え方がずいぶん変わった。

そのため、どの分野も実態調査が必要。

人口が減ってきて、無形文化財の方が早く消えていく可能性を秘めている。壊れることを前提で記録を取っておく方がいいのではないか。

橋本部長：職員体制に危機感もっている。文化財保護法の改正により、それにあわせて市として文化財の保護と活用にかかる体制も変わっていく。市の財政状況はよくないが、実行性のある、現実的な計画・体制を考える必要があると思っている。

【その他】

太田課長補佐：今後、文化財保護活用地域計画について、本審議会での議決が必要になってくる。またその時にはこの場で説明をさせていただき、ご意見をいただきたい。

【閉会】

以上